

徳島県告示第百号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の四第一項の規定に基づき、
県営土地改良事業を行うため緊急防災等工事計画を定めたので、同条第四項において準用
する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり公告し、緊急防災等工事計画書の写
しを縦覧に供する。

令和八年二月二十日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 地区名

仁宇のため池地区

二 縦覧期間

令和八年三月三日から

令和八年三月三十一日まで

三 縦覧場所

那賀町役場